

別 表

- 1 年次休暇については、週所定労働日数に応じ次表のとおり付与する。ただし、週あたりの勤務時間が 30 時間の非常勤嘱託職員については、その週所定労働日数にかかわらず、1 年につき 12 日を付与するものとする。

週所定労働日数	
5 日	12 日
4 日	10 日
3 日	7 日
2 日	5 日
1 日	2 日

- 2 新たに非常勤嘱託職員として任用された者のその年における年次休暇については、次表のとおり付与する。

週所定労働日数 任用月	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
4 月～9 月	12 日	10 日	7 日	5 日	2 日
10 月	10 日	8 日	6 日	4 日	2 日
11 月	8 日	7 日	5 日	3 日	2 日
12 月	7 日	5 日	4 日	3 日	1 日
1 月	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
2 月	3 日	3 日	2 日	1 日	1 日
3 月	2 日	1 日	1 日	1 日	